

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

令和 6 年 4 月
地方創生推進事務局

1 改正の趣旨

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の拡充をその内容に含む「地域再生法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 17 号）」の施行に伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の範囲等を定める、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号。以下「規則」という。）の一部を改正する内閣府令を定めるもの。

2 内容

（１）特定業務施設と併せて整備する福利厚生施設・児童福祉施設を定める改正

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）の改正により、法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に「特定業務施設を整備する事業と併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるものを整備する事業」を含むこととなったことを受け、法第 5 条第 4 項第 5 号の内閣府令で定める福利厚生施設及び児童福祉施設について、福利厚生施設は、寄宿舍や社宅、寮などを、児童福祉施設は、保育所や認定こども園などを、定めることとする。

（２）実施状況の報告に係る改正

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書に添付する書類を追加し、特定業務施設と併せて福利厚生施設又は児童福祉施設を整備する事業者には、福利厚生施設又は児童福祉施設の整備を行ったことを証する書類についても添付させることとする。

※上記の改正のほか、所要の様式の改正を行う。

3 公布日・施行日

地域再生法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（令和 6 年 4 月 19 日）